

●香川県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年4月1日から同年4月22日まで一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 綾川国分寺線（183号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町陶字庄屋390番1地 先から 綾歌郡綾川町陶字丸山1098番1地 先まで	前	4.0~28.5	1,524	旧道の町道移管 1,025m
		11.0~52.2	1,037	府中造田線との 重用解消
	後	11.0~52.2	1,037	499m